## 商品概要説明書

教育ローン (ジャックス保証)

(2023年4月1日現在)

商品名	教育ローン (ジャックス保証)
ご利用いただける 方	○地区内に在住または在勤の方。
	○お借入時の年齢が満 18 歳以上であり、最終償還時の年齢が満 76 歳未満の
	方。
	○継続して安定した収入のある方。
	○教育施設(保育園・幼稚園・小学校・中学校・高等学校・高等専門学校・
	専門学校・予備校・短期大学・大学・大学院とする。)に就学予定または就
	学中のご子弟のいる方、もしくはご本人。
	○借換の場合は、借換対象教育ローンで直近3ヶ月以上の返済遅延がない
	方。
	○当 J Aが指定する保証機関の保証が受けられる方。
	○その他当 J Aが定める条件を満たしている方。
資金使途	○就学されるご子弟またはご本人の教育に関する全ての資金(借入申込日か
	ら過去3ヶ月以内にお支払済みの資金、および在学期間中に支払予定の教
	育資金を含む。)とします。
	入学金、授業料、家賃、その他生活費(仕送り含む)等
	○現在、他金融機関・信販会社等からお借入中の教育ローンのお借換資金
	○その他当 J Aが認めた教育資金
	○借入にかかる諸費用
	○10万円以上 500万円以内(1万円単位)
借入金額	但し、医科・歯科・薬科大学または学部の場合は 1,000 万円以内
	※借換資金のみの場合は、残存一括償還金額を上限とします。
借入期間	○元金据置期間を含め6ヶ月以上16年10ヶ月以内(1ヶ月単位)
	元金据置期間の上限は次の通りとします。
	①入学前の7カ月間以内
	②卒業予定年月までの在学期間以内
	③卒業後の3ヶ月間以内
	※借換資金のみの場合は、残存償還期間を上限とします。
借入利率	○次のいずれかよりご選択いただけます。
	【変動金利型】
	お借入時の利率は、毎月決定し、当JAの店頭でお知らせいたします。お
	借入後の利率は、4月1日および10月1日の基準金利(短期プライムレー
	ト)により、年2回見直しを行い、6月・12月の約定返済日の翌日より適
	用利率を変更いたします。

	【固定金利型】		
	お借入れ時の利率を、完済時まで適用いたします。		
	お借入時の利率は、毎月決定し、当JAの店頭でお知らせいたします。		
	○利率は店頭に掲示します。詳細については、当JAの融資窓口へお問い合		
	わせください。		
	○お借入利率には 1.0%の保証料を含みます。		
	○利率は店頭に掲示します。詳細については、当JAの融資窓口へお問い合		
	わせください。		
	○元利均等返済(毎月の返済額(元金+利息)が一定金額となる方法)と		
返済方法	し、毎月返済方式、特定月増額返済方式(毎月返済方式に加え年2回の特		
	定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お		
	借入金額の50%以内、1万円単位です。)のいずれかをご選択いただけま		
	す。		
	○元金据置返済(据置期間中は毎月利息のみの返済となります。)		
担保	<ul><li>○不要です。</li></ul>		
/D = - 1	○当JAが指定する保証機関(株式会社ジャックス)の保証をご利用いただ		
保証人	きますので、原則として保証人は不要です。		
	○ご希望により当 J A 所定の団体信用生命共済(保険)のいずれかにご加入		
	いただけます。		
	なお、選択される団体信用生命共済(保険)の種類によりお借入利率は下		
	表記載の加算利率分高くなります。		
団体信用生命共済	団体信用生命共済名	加算利率	
(保険)	団体信用生命共済(特約なし)	年0.3%	
	長期継続入院特約付団体信用生命共済	年0.5%	
	三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年0.4%	
	がん保障特約付団体信用生命保険	年0.4%	
	団体信用生命保険(ワイド)	年0.6%	
9 大疾病補償保険	○ご希望により「9大疾病補償保険」にご加入	 いただけます。ご利用にあた	
	っては借入利率に以下の利率が加算されます。		
	年0.6%		
手数料	○ご融資の際、実行手数料(消費税含む)3,300円が必要となります。		
	○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合		
	は、次の事務手数料(消費税含む)が必要です。		
	①全額繰上返済の場合…11,000円(ただし、実行日から10年超は6,600		
	円)		
	②一部繰上返済の場合…6,600円(JAネットバンクによる一部繰上返済		
	の場合は無料)		
	○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は 6,600		
	円の条件変更手数料(消費税含む)が必要です。		
苦情処理措置およ	○苦情処理措置		

## 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当 び紛争解決措置の 組合本店または金融共済部 (電話:0294-72-9129) にお申し出ください。 内容 当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切 な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情 等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用で きます。上記当組合金融共済部またはJAバンク相談所にお申し出くださ 東京弁護士会(電話:03-3581-0031) 第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588) 第二東京弁護士会 (電話:03-3581-2249) (JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所に お申し出ください。) ・現地調停:東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議シス テム等により、共同して解決に当ります。 ・移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管しま す。なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施して いるものではありません。具体的内容は上記JAバンク相談 所または東京三弁護士会にお問い合わせください。 ○ご融資対象子弟またはご本人が高校から短大もしくは大学等に進学される 場合(高専卒業後大学へ編入学の場合も含む)または高校、短大もしくは 大学内で進級する場合には、乗換融資をご利用いただけます。 乗換融資とは、当JAで進学前の教育施設にかかる教育資金をご融資して いる場合に、進学後の教育施設における条件に応じて新規にご融資を行 い、既存貸付金を全額繰上返済いただくことをいいます。 その他 ○お申込みに際しては、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所 定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いか ねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○印紙税が別途必要となります。

○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当JAの融資窓口までお

問い合わせください。

JA常陸